

国民健康保険運営協議会	資料 3
令和 6 年 2 月 2 日 (金)	

報告事項 (3)

その他について

# 埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）について

## 埼玉県国民健康保険運営方針

国民健康保険法第82条の2の規定に基づき、国保財政運営の責任主体である埼玉県が、県内各市町村と一体となって、財政運営や保険者としての事務を実施するとともに、事業の広域化や効率化を推進できるよう、統一的な運営方針を定めたもの

第1期	平成29年9月26日策定	対象期間：平成30年4月1日～令和3年3月31日	
第2期	令和2年12月11日策定	対象期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日	
第3期	令和5年12月25日策定	対象期間：令和6年4月1日～令和12年3月31日	別冊① 参照

## 基本的な考え方・・・別冊① 13ページ下段

市町村国保財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険が一会計年度単位で行う短期保険であることを鑑み、以下のことが必要

- ア 当該年度の市町村国保特別会計の収支を均衡させる。
- イ 納付金や国保事業の実施に係る経費を賄うために必要な保険税率を設定するとともに、収納率の向上に取り組み、目標とする収納額を確保する。
- ウ 医療費の上昇を抑制するため、医療費適正化対策に積極的に取り組み、支出額を抑制する。

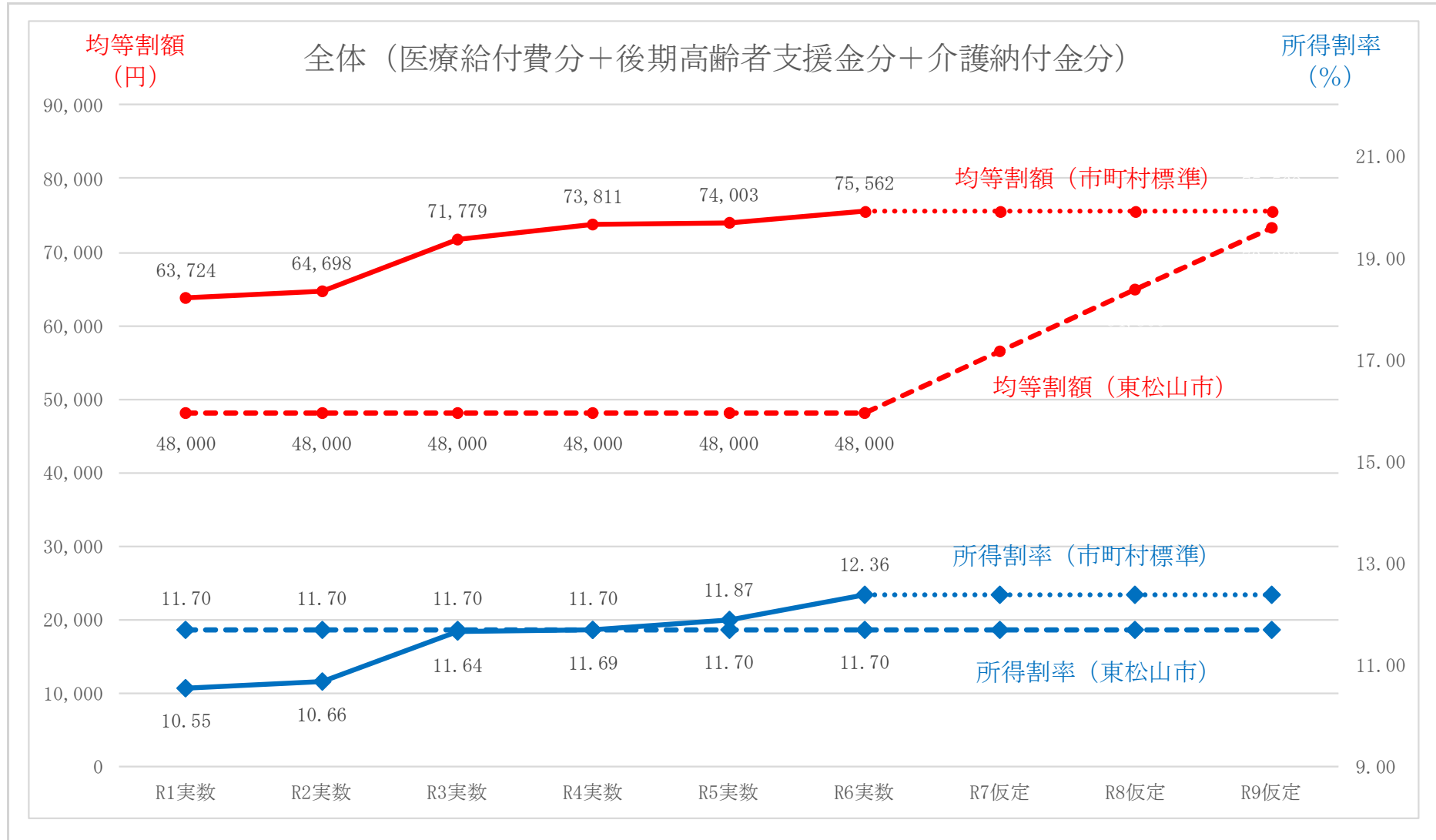
## 具体的な方針

項目	別冊①参照	県全体としての方針（主となる目標）	当市の対応状況
ア	P16下段	令和8年度までに法定外一般会計繰入金を解消する。	令和元年度に解消済み
イ	P28下段	令和9年度からは、各市町村は県が提示する市町村標準保険税率どおりに税率を設定する。【保険税水準の準統一】 市町村標準保険税率と実際の税率に乖離が生じている市町村は、準統一に向けて段階的に税率改正を行う。	令和7年度から令和9年度までの3か年で、段階的に税率を改定し乖離解消を図る必要がある
ウ	P45下段	全市町村が引き続きデータヘルス計画に基づく保健事業を実施する。	令和6年度から第3期計画を開始

# 保険税水準の準統一について

市町村標準保険税率と東松山市の税率との乖離状況  
及び令和7年度以降の想定

(医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の計)



## 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）、第4期特定健康診査等実施計画について

### 計画の趣旨

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされた。

更に、平成26年3月に発出された国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針において、市町村国保及び国民健康保険組合は、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定した上で、保健事業の実施・評価・改善等を行うことが示された。

これらを受け、東松山市国民健康保険の保険者として、保健事業実施計画を策定するものである。

また、特定健康診査等実施計画については、高齢者の医療の確保に関する法律第19条第1項「保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、6年ごとに、6年を1期として、特定健康診査等の実施に関する計画を定めるものとする。」の規定を基に、策定するものである。

### 計画策定の履歴

平成20年4月	第1期東松山市特定健康診査等実施計画を策定	【計画期間：平成20年度～平成24年度】
平成25年3月	第2期東松山市特定健康診査等実施計画を策定	【計画期間：平成25年度～平成29年度】
平成28年9月	第1期東松山市国民健康保険データヘルス計画を策定	【計画期間：平成28年度～平成29年度】
平成30年3月	第2期東松山市国民健康保険データヘルス計画・第3期東松山市特定健康診査等実施計画を策定	【計画期間：平成30年度～令和5年度】
令和6年3月	第3期東松山市国民健康保険データヘルス計画・第4期東松山市特定健康診査等実施計画を策定予定	【計画期間：令和6年度～令和11年度】

### 主な目標

- ◆健康寿命の延伸 【現状値：令和4年度 男性・18.15歳、女性・20.85歳】
- ◆生活習慣病に係る一人当たり医療費の減少 【現状値：令和4年度 51,583円】
- ◆特定健康診査受診率60%の達成 【現状値：令和4年度 41.3%】
- ◆特定保健指導実施率60%の達成 【現状値：令和4年度 17.6%】